

## 太子町建設工事等に係る予定価格等の事前公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における入札、契約手続における透明性および公平性の向上を図るため、太子町財務規則（平成元年3月31日規則第1号）第115条の規定による予定価格及び同規則第116条の規定による最低制限価格等の事前公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、競争入札に付する建設工事等のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。）の請負契約に係る予定価格が130万円以上のもの
  - (2) 前号の建設工事に伴う測量、設計、地質調査及び建設コンサルタント等に関する業務の委託契約に係る予定価格が50万円以上のもの
  - (3) 物品購入及び業務委託等の契約に係る予定価格が80万円以上のもの
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの
- (公表事項)

第3条 町長は、前条の規定により公表の対象となる建設工事等について、次の各号に定める事項を公表するものとする。

- (1) 工事（業務）の名称
- (2) 工事（履行）場所
- (3) 入札日
- (4) 予定価格
- (5) 最低制限価格（最低制限価格を定めた場合に限る。）

(公表の方法)

第4条 前条の規定による予定価格等の公表は、入札に付する建設工事等の設計図書配布の日から入札日までの間、閲覧に供することにより行う。

(閲覧場所及び時間)

第5条 前条の閲覧は、入札・契約担当部内で執務時間中にしなければならない。

(入札の方法)

第 6 条 予定価格等を事前公表した場合の入札回数は、1 回とする。

2 予定価格を超える価格で行なわれた入札は、無効とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等に係る予定価格等の事前公表に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 20 日から施行する。